

【表紙】

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2019年12月17日提出 |
| 【ファンド名】 | NNアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース（毎月分配型） |
| 【発行者名】 | NNインベストメント・パートナーズ株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 木村弘志 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区紀尾井町4番1号 ニューオータニガーデンコート |
| 【事務連絡者氏名】 | 高橋英則 |
| 【連絡場所】 | 東京都千代田区紀尾井町4番1号 ニューオータニガーデンコート |
| 【電話番号】 | 03 - 5210 - 0646 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【臨時報告書の提出理由】

NNアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース(毎月分配型)について繰上償還手続きを開始することを決定しましたので金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出します。

2【報告内容】

イ. 繰上償還の年月日

2020年2月14日(予定)

法令および投資信託約款の規定に基づく繰上償還手続きにおいて、書面決議により可決されることを条件として繰上償還するものとします。

ロ. 繰上償還決定に至った理由

ファンドの設定以来、弊社ではファンドの運用に鋭意努力してまいりましたが、ファンドが投資対象とするケイマン籍外国投資信託(以下、「投資対象ファンド」といいます。)の運用会社から、運用残高の減少や投資環境の変化により、投資対象ファンドの投資ガイドラインに則った運用の継続が困難であるとの見解を得ました。これをうけ、弊社では、現時点での投資環境や投資対象ファンドの運用状況等を勘案し、ファンドの信託約款上の運用の基本方針に則った運用の継続が困難になっていると考え、このまま運用を継続するよりも、ファンドを繰上償還することが受益者の皆様にとって有利であると判断をし、繰上償還手続きを行うことを決定いたしました。

ハ. 繰上償還にかかる情報の受益者への提供

ファンドの信託契約にかかる知れている受益者に対して、繰上償還にかかる情報を記載した書面を交付します。